○大隅肝属広域事務組合人事発令規程

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合訓令第６号

肝属地区一般廃棄物処理組合人事発令規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第４号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日訓令第１号

大隅肝属広域事務組合人事発令規程

（趣旨）

第１条　この規定は、職員の任用及び給与等の異動（以下「人事異動」という。）の発令形式について必要な事項を定めるものとする。

（職員の発令形式）

第２条　職員の発令形式に関しては、鹿屋市人事発令規程（平成 18 年鹿屋市訓令第 25 号）の例による。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日訓令第１号）

この訓令は、令和４年３月29日から施行する。